

令和9年度(2027年度)

名古屋市立大学大学院経済学研究科

博士後期課程(経済学専攻・経営学専攻)

学生募集要項

1 募集人員

5名 (早期修了プログラムと合わせて)

(注) 博士後期課程早期修了プログラムとは一定の研究業績を有する学生を対象に、標準修業年限3年である博士後期課程を最短で1年で修了し、課程博士の学位を取得できるようにするプログラムです。(別途、入学試験を実施しています。なお、当該試験においては早期修了プログラムの合格が認められなかった場合でも、標準修業年限の課程での合格が認められる場合があります。)

2 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者又は令和9年3月までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに修了見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)に規定する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修した者であって、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学経済学研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和9年3月31日までに24歳に達するもの

(注) 出願資格の(8)により出願する場合は、出願前に個別資格審査申請を行うこと。

ア 提出書類：個別審査願 [所定用紙]、個別資格審査用履歴書[所定用紙(外国籍の者は外国籍用に記入すること)]、個別資格審査用業績書[所定用紙]、成績証明書及び卒業(見込)証明書(最終学歴のもの)、成績証明書及び卒業(見込)証明書(最終学歴のもの)の日本語訳(日本語以外で作成された証明書を提出する場合)。封筒の表に「経済学研究科博士後期課程資格審査書類在中」と朱書きし、下記の申請期間内に名古屋市立大学学生課経済学研究科入試担当に書留速達で郵送すること。期限までに到着しなかった場合は受理しない。(消印有効ではないので注意すること。)

イ 申請期間：令和8年12月15日（火）～12月22日（火）〔必着〕

ウ 審査結果の通知：審査後、速やかに通知する。

ただし、令和9年1月15日（金）を過ぎても通知がない場合は照会すること。

※国外から申請する場合は、必ず日本国内在住の代理人が申請手続を行うこと。国外からの郵送による申請は認めない。本学からの通知も代理人あてに行う。

※成績証明書及び卒業（見込）証明書（最終学歴のもの）の日本語訳は任意の様式で作成すること。

注 卒業証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なっている者は、戸籍抄本など改氏名したことを証明できる書類をあわせて提出すること。

3 出願期間および方法

令和9年1月21日（木）～1月27日（水）〔必着〕郵送に限る。窓口受付は行わない。

必要事項を記入した出願書類提出用封筒の表紙＜本学所定＞を角型2号の封筒に貼り付け、その封筒に出願書類等を入れ、書留速達で郵送すること。

期限までに到着しなかった場合は受理しない。（消印有効ではないので注意すること。）

出願書類を受理したときは、受験票、試験場案内を送付する。令和9年2月10日（水）を過ぎても届かない場合は学生課経済学研究科入試担当に照会すること。

※国外から出願する場合は、必ず日本国内在住の代理人が出願手続を行うこと。国外からの郵送による出願は認めない。本学からの通知も代理人あてに行う。

出願・入学等に関する照会先

〒467-8601

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地

名古屋市立大学事務局教育研究部学生課 経済学研究科入試担当

電話 052(853)8020

FAX 052(841)7428

E-mail shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp

教務・入学後等に関する照会先

〒467-8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

名古屋市立大学山の畑事務課

電話 052(872)5805

FAX 052(872)1531

E-mail admissions@econ.nagoya-cu.ac.jp

4 出願書類等

| 書 類 等 | 摘 要 |
|----------------------|--|
| ① 入学願書 写真票 受験票 | [本学所定用紙様式1使用] ・写真は、正面、上半身、無帽、背景なし、カラー、縦4cm×横3cm、出願前3か月以内に撮影したものを2箇所貼付すること。 ・写真の加工は禁止する。 ・受信場所は、確実に連絡のとれるところを記入すること。 |

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| ② | 履 歴 書 | <p>[本学所定用紙様式2使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学歴は、高等学校卒業から記入すること。 ・職歴があれば記入すること。 |
| ③ | 成 績 証 明 書 (注) | <ul style="list-style-type: none"> ・在籍又は出身大学等の長が作成したもの。 ・出願資格(2)又は(3)により出願する者は、修了した修士課程に相当する課程の成績証明書を提出すること。コピーは不可。ただし、証明書の再発行ができないものはコピーの提出を認める。なお、コピーを提出した場合は、入学手続きの際に原本を確認する。 ・日本語以外の言語で記載された証明書を提出する場合は、日本語訳を任意の様式で作成し、必ず添付すること。原本をコピーしたものにも書き込んでよいが、証明書に直接書き込んではいけない。 ・出願資格(8)により出願する者は、提出の必要はない。 |
| ④ | 博士前期課程・修士課程 修了(見込) 証明書 (注) | <ul style="list-style-type: none"> ・在籍又は出身大学等の長が作成したもの。 ・出願資格(2)又は(3)により出願する者は、学位の授与を証明する書類を提出すること。コピーは不可。ただし、証明書の再発行ができないものはコピーの提出を認める。なお、コピーを提出した場合は、入学手続きの際に原本を確認する。 ・日本語以外の言語で記載された証明書を提出する場合は、日本語訳を任意の様式で作成し、必ず添付すること。原本をコピーしたものにも書き込んでよいが、証明書に直接書き込んではいけない。 ・出願資格(8)により出願する者は、提出の必要はない。 |
| ⑤ | 英語に関する試験・資格 等の成績証明書 【語学試験：50点】 | <ul style="list-style-type: none"> ・別表1の資格等に関する成績証明書を提出すること。 ・令和6年9月以降に受験したものを有効とする。 |
| ⑥ | 修 士 論 文 (またはこれに準ずる 研究成果) 3部 | <ul style="list-style-type: none"> ・修士の学位を有する者は修士論文を、令和9年3月までに学位取得見込みの者は学位申請論文を提出すること。 (補足1) 修士論文が経済学あるいは経営学に関連しない場合は、経済学あるいは経営学に関連する修士論文に準ずる研究成果を提出することができる。 (補足2) 修士論文を書かないで修士の学位又は専門職学位を取得した場合には、経済学あるいは経営学に関するテーマで、修士論文に準ずる研究成果を提出すること。 (補足3) 出願資格(8)により出願する者は、修士論文に準ずる研究成果を提出すること。 |
| ⑦ | 修 士 論 文 (またはこれに準ずる 研究成果) の要旨 3部 | <ul style="list-style-type: none"> ・4000字程度で記述すること。 ・修士論文に準ずる研究成果を提出する者は、その要旨を提出すること。 |
| ⑧ | 研 究 計 画 書 | <p>[本学所定用紙使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000字程度で記述すること。 |
| ⑨ | 住 民 票 (外国籍の者のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の者で在留資格がある者は提出すること。(◎個人番号(マイナンバー)が省略された住民票を取得すること。取得した住民票に個人番号が記載されている場合は、油性ペンなどを使用して塗りつぶし、完全に見えない状態で提出すること。) 在留資格期間が短期の者は、パスポートに押された日本の査証の写しを提出すること。 ・国外在住者が出願する場合は、パスポートの写しを提出すること。 |

| | | |
|---|---------------------|--|
| ⑩ | 入学検定料等 (30,410円) | <ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼書(本学所定のもの)を使用し、必要事項を記入のうえ、30,410円(入学検定料30,000円+受験票等送付のための速達郵便料金410円)を添えて銀行などで振り込むこと。 (ゆうちょ銀行(旧郵便局)では取り扱いはしない。また、ATM等は使わず必ず窓口で振り込むこと。) ・振込手数料は志願者本人の負担となる。 ・銀行などから受け取った「入学検定料等納付証明書(B票)」を他の出願書類と一緒に提出すること。「振込金(兼手数料)受領書(A票)」は入学志願者が保管するものであるから注意すること。 ・原則として既納の入学検定料等は返還しない。ただし、以下の場合は、納入された入学検定料等を返還するので、本学ウェブサイトを確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①二重で振り込みをした場合 ②入学検定料等の振り込み後、出願書類を提出しなかった場合 ③出願が受理されなかった場合 |
| ⑪ | あて名用シール | <p>[本学所定用紙使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験票の送付及び合否の通知に使用する。 |

(注) 成績証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本など改氏名したことを証明できる書類を合わせて提出すること。

(別表1)

| 試験・資格等 | 結果による換算 | | |
|------------|---------|---|--------|
| | 50点(満点) | 以下の数式による | 0点 |
| TOEIC | 800点以上 | $50 \times \frac{\text{TOEICの得点} - 300}{500}$ | 300点以下 |
| TOEFL(iBT) | 90点以上 | $50 \times \frac{\text{iBTの得点} - 30}{60}$ | 30点以下 |
| iELTS | 6.5以上 | $50 \times \frac{\text{iELTSの得点} - 3.0}{3.5}$ | 3.0以下 |

【提出書類について】

TOEIC・・・Official Score Certificate (公式認定証) (コピー不可)

TOEIC Listening & Reading公開テストのみ可とする。

2023年4月以降に日本国内で実施のTOEIC Listening & Reading公開テスト成績を提出される場合は、原則、デジタル公式認定証の写しを提出すること。

その際、デジタル公式認定証の写しの裏面にデジタル公式認定証URLも記載すること。

なお、韓国TOEICのウェブサイトからダウンロードし印刷された成績表は不可とする。

TOEFL・・・TOEFL(iBT)の提出をする場合は、ETSアカウント(My TOEFL Home)から、PDF形式の「Test Taker Score Report」(受験者用控えスコア票)をダウンロードし、コピーした上で提出すること。あわせて、受験者専用サイトETSアカウント(My TOEFL Home)から、本学のDIコード(機関コード)を指定し、本学が出願期間内に受領できるように「公式スコア票(Official Score Report)」

| | |
|-----------------|--------|
| イ 学生教育研究災害傷害保険料 | 2,600円 |
| ウ 経済学会費 | 7,500円 |

注1 入学料等は、入学手続き時に納付すること。なお、既納の納付金は返還しない。

注2 名古屋市住民等とは、①入学者 または ②配偶者若しくは1親等の親族が入学の日（4月1日）において同日の前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者を指す。

注3 上記は、令和8年4月入学者の金額である。令和9年度入学者については改めて通知する。

10 授業料

年額 535,800円（前・後期分 各267,900円）

上記は令和8年4月入学者の金額である。令和9年度入学者については改めて通知する。

授業料は、入学後、年2回（前期・後期）に分けて引落としを実施する。

在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料が適用される。また、必要な諸経費について別途徴収することがある。

11 奨学金制度

日本学生支援機構において大学院学生に対する貸与制度がある。

希望者については本学において、学業成績及び研究能力等を審査のうえ推薦手続をとることができる。

12 注意事項

- (1) 出願書類等が不備の場合は受理しない。
- (2) 出願書類等に虚偽の記載、不正等の事実が判明した場合には、入学後であっても入学を取り消すことがある。
- (3) 出願書類等は、返還しない。
- (4) 受信場所を変更した場合は、直ちに学生課経済学研究科入試担当（2ページ）に連絡すること。
- (5) 出願後、教員への大学院入試に関する連絡等は原則禁止する。
- (6) 二重学籍は原則禁止とする。

13 緊急時における大学からのお知らせについて

災害の発生時など、緊急時の連絡及び本募集要項の内容から変更する必要が生じた場合には、本学ウェブサイトにより周知するので、受験前は特に注意すること。また、受験者本人へ直接連絡する場合があるので、出願書類には必ず連絡のとれる連絡先を書くようにすること。

○本学ウェブサイト <https://www.nagoya-cu.ac.jp/>

大学院アドミッション・ポリシー

名古屋市立大学は、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」ことを大学の基本的理念として掲げ、大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づき、高度な専門性と学際的視点を備えた研究者及び職業人を育成することを目標としている。

本大学院では、これらの理念や目標のもとに、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を広く求めている。

経済学研究科アドミッション・ポリシー

経済学研究科の基本的な理念は、経済学や経営学に関する広範で豊かな知識や教養を備えた社会人ならびに高度な専門的知識を有する研究者の養成に努め、経済、経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対応できる高度な専門性を持つ人材を社会に送り出すことである。

博士後期課程では、経済学研究科の基本的理念にもとづき、研究者の養成をはじめ、経済、経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対応できる高度な専門性を備えた人材の育成を目標として、次のような意欲と能力に満ちた学生が入学することを期待し歓迎している。

- ・ 経済・経営分野における高度な学修や研究に深い関心を持ち、研究や学修上の諸課題に立ち向かう強い意志と意欲を持っている人
- ・ 大学院での研究・学修成果をもとに高度な専門性を持って、経済社会の諸問題を的確に分析しその解決を見出す努力をしようとする人
- ・ 国際社会における経済、経営の諸問題について十分な理解力を持ち、国際的に問題解決にあたる意思を持つ人

<参考>名古屋市立大学大学院学則（抜粋）

第21条（略）

- 2 他研究科の後期課程に入学又は進学することのできる者は、法第102条第1項ただし書及び施行規則第156条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) の2 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) の3 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) の4 外国の学校、第3号の2に規定する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修した者であって、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

個人情報の取り扱い

個人情報については「名古屋市個人情報保護条例」に基づいて、次のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用

ア 出願書類等に記載された氏名、住所その他の個人情報については、入学者選抜業務（出願登録処理、選抜実施、合格発表、入学手続等）を行うため使用します。

イ 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報を、今後の入学者選抜及び大学教育の改善のための調査研究や学術研究の資料として利用する場合があります。（調査研究の発表に際しては、個人が特定できない形で行います。）

ウ 入学者の個人情報については、教務関係（学籍管理、就学指導等）、学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

(2) 業者への委託

上記(1)の各業務での利用に当っては、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、一部の業務を外部の事業者へ委託することがあります。

敷地内全面禁煙について

本学は、敷地内禁煙を実施しており、学生の皆さんにも、この方針を遵守していただくとともに、大学周辺道路での禁煙にもご協力をいただいております。